

寒川町訓令第1号

庁 中 一 般

出先機関一般

寒川町事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月23日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町事務決裁規程の一部を改正する訓令

寒川町事務決裁規程(昭和53年訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「館長」の次に「(寒川町立文化福社会館長に限る。)」を加え、同条第10号中「規則第5条第1項に規定する」の次に「館長(寒川町立文化福社会館長を除く。)及び」を加える。

### 附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。